

流山市空き地の雑草等の除去に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市内に存する空き地の雑草等の除去に関し必要な事項を定めることにより、病虫害の発生又はごみの不法投棄を未然に防止し、もって市民の良好な生活環境の保全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で、現に所有者等が使用していない土地の部分をいう。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項の農地を除く。
- (2) 雑草等 青草、枯れ草又はかん木をいう。
- (3) 所有者等 所有者、管理者又は占有者をいう。
- (4) 管理不良状態 雑草等が繁茂し、又は放置されている状態をいう。

(所有者等の責務)

第3条 空き地の所有者等は、当該空き地が管理不良状態にならないよう適正に管理しなければならない。

(指導又は助言)

第4条 市長は、空き地が管理不良状態であると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草等の除去に必要な措置をとるよう指導又は助言をすることができる。

(勧告)

第5条 市長は、前条の規定により指導を受けた空き地の所有者等が、当該空き地の雑草等の除去を行わず、管理不良状態が継続していると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、雑草等の除去に必要な措置をとるよう勧告することができる。

(命令)

第6条 市長は、前条の規定により勧告を受けた所有者等が正当な理由がなくこれに従わず、かつ、管理不良状態が継続していると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて雑草等の除去に必要な措置をとるよう命ずることができる。ただし、緊急を要する場合には、第

4 条及び前条の手続を省略することができる。

(代執行)

第 7 条 市長は、前条の規定により命令を受けた所有者等がこれに従わず、かつ、管理不良状態が継続していると認めるときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところに従い、自ら当該所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめることができる。この場合においては、その費用を当該所有者等から徴収するものとする。

(立入調査)

第 8 条 市長は、指導、勧告、命令又は代執行を行うため必要があると認めるときは、必要な限度において、その職員に他人の土地に立ち入り、調査させることができる。

2 前項の土地の所有者等は、同項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

3 第 1 項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携行し、土地の所有者等の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。